

# 通所介護サービス重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

\*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けられてない方でもサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 エルクラフト
- (2) 法人所在地 山口県防府市植松 234-11
- (3) 電話番号 0835-28-7155
- (4) 代表者氏名 永島浩太郎
- (5) 設立年月 令和2年9月1日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
- (2) 事業の目的 当事業所が行う指定通所介護の事業は（以下「事業」という。）居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 acot デイサービスセンター  
令和2年9月1日指定  
介護保険事業者番号（3570602452）
- (4) 事業所の所在地 山口県防府市田島 1943 番地の 4
- (5) 電話番号 0835-28-1142
- (6) 管理者氏名 長谷川 健太
- (7) 事業所の運営方針 事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の向上に努める。事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月日 令和2年9月1日
- (9) 利用定員 月曜日～日曜日 50人

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 山口市、防府市内（離島部を除く）

## (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日（祝日を含む）
営業時間	9：20 ～ 16：35（祝日も同じ）
サービス提供時間帯	9：20 ～ 16：30（祝日も同じ）

## 4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、指定通所介護事業者の指定申請における人員基準を満たす職員を配置するものとする。

### (1) 管理者 1名（常勤兼務）介護職員

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の内容を一元的に行います。

### (2) 生活相談員 常勤兼務 3名

ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

### (3) 看護職員 常勤兼務 3名

ご利用者の身体の状況を的確に把握し必要な日常生活上の介護や健康管理その他必要なサービスの提供にあたる。

### (4) 介護職員 常勤専従 9名 常勤兼務 7名、非常勤専従 0名

ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

### (5) 機能訓練指導員 常勤兼務 3名

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

上記の2通りがあります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要>

#### ① 入浴（※加算対象サービス）

・入浴介助を行います。

#### ② 排泄

・ご利用者の排泄の介助を行います。

#### ③ 送迎サービス

・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、実施地域を越えた地点から路程キロメートル当たり20円を実費としてご負担いただきます。

<サービス利用料金>（契約書第8条参照）

厚生労働省の定める利用料金（別紙参照）の1割額が、お客様の負担額となります。

なお、第一号被保険者で、一定以上所得者については2割負担または3割負担となります。

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事提供

・ご利用者に提供する食事にかかる費用です。

料金：600円

但し、行事等で特別な料理を提供する場合は、予めご利用者の事前了解を得て上記以外の料金の負担をお願いする事があります。

おやつを希望するものは別途料金100円頂きます。

- ・栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）12：00 ～ 13：00

② レクリエーション、クラブ活動(任意の参加)

- ・ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動（手芸、書道など）に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③ 複写物の交付

- ・ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき：20円

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品の購入代金等（おむつ代等）、ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

#### ⑤介護職員処遇改善加算Ⅱ

・基本サービス費に各種加算減算を加えた1ヶ月あたりの総単位数に9.0%を乗じた金額をいただきます。

#### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算いたしますので、ご利用者は、これを翌月末日までにお支払い下さい。

#### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

時 間	キャンセル料
サービス利用の24時間前までに連絡していただいた場合	無 料
サービス利用の12時間前までに連絡していただいた場合	ご利用者負担額の50%
サービス利用の12時間前までに連絡がなかった場合	ご利用者負担額の100%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、通所介護員の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

#### 6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

##### ○苦情受け付け窓口

TEL 0835-28-1142

FAX 0835-28-7105

管理者 長谷川 健太（管理者）

##### ○受付時間

午前8時30分 ～ 午後5時00分

##### ○上記以外の連絡先

防府市役所 健康福祉部高齢福祉課

電話 (0835) 25-2128

##### ○受付時間

午前8時30分 ～ 午後5時15分

山口市役所 介護保険課

電話 (083) 934-2795

##### ○受付時間

午前8時15分 ～ 午後5時00分

○受付時間

午前9時00分 ～ 午後5時00分

7. 事故発生時の対応

- (1) ご利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は市町村、該当ご利用者の家族、該当ご利用者に係わる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 通所介護の提供を行っているときにご利用者に病状の急変が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- (3) ご利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 非常災害対策

- (1) 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、災害・非常時に備えた必要な設備を設けております。
- (2) 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年に2回は実施します。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施します。
- (3) 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっています。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されています。

9. 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、必要な体制の設備を行うとともに、次の措置を講ずるものとします。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催
- ・その結果について職員への周知徹底
- ・虐待の防止のための指針を整備
- ・虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- ・上記措置を適切に実施するための担当者の配置
- ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ・その他虐待に防止のために必要な措置

10. ハラスメント対策の強化

事業所は、適切な通所介護サービスを提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていきます。



説明日

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

acot デイサービスセンター

説明担当者：職名

管理者

氏 名 長谷川 健太

同意日

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者

住 所

氏 名

TEL

ご利用者の家族

住 所

( 続柄 )

氏 名

TEL

ご利用者の代理人 ( 代理人を選定した場合 )

( 続柄 ) 住 所

氏 名

TEL

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

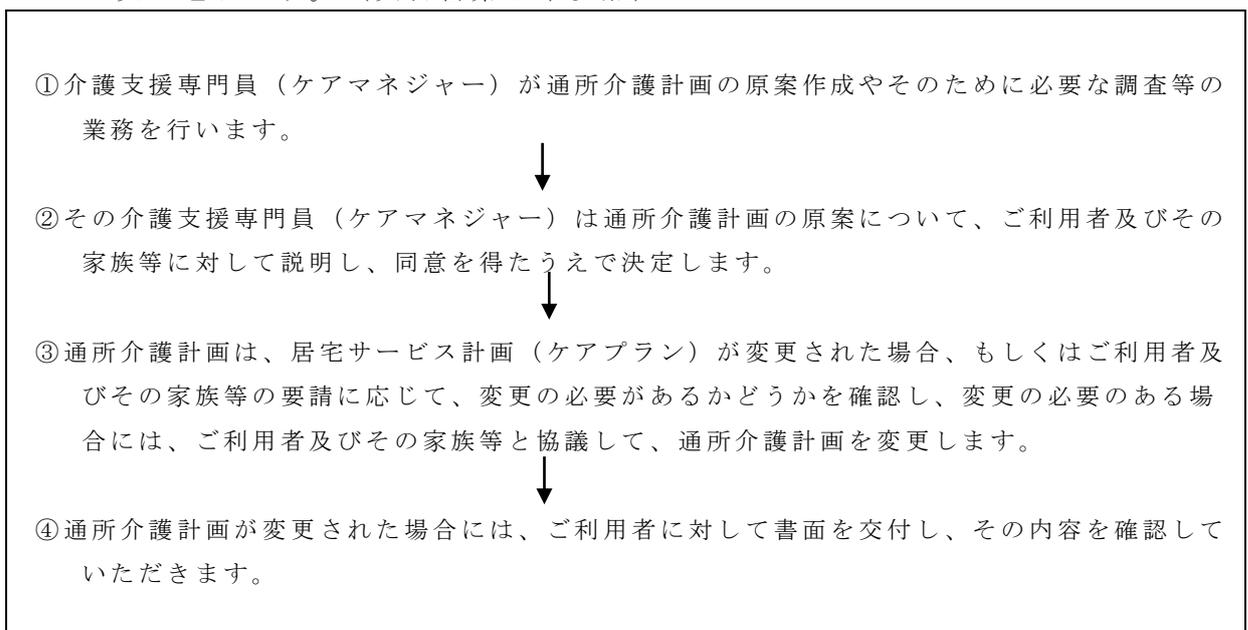
- (1) 建物の構造 鉄骨造 2階建ての1階部分の一部
- (2) 建物の延べ床面積 1223.88 m<sup>2</sup>
- (3) 事務所の周辺環境 自衛隊北基地の側

### 2. 職員の配置状況

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）介護職員  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の内容を一元的に行います。
- (2) 生活相談員 非常勤兼務 5名  
ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- (3) 看護職員 非常勤兼務 2名  
ご利用者の身体の状態を的確に把握し必要な日常生活上の介護や健康管理その他必要なサービスの提供にあたる。
- (4) 介護職員 常勤兼務 1名、非常勤兼務 8名  
ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
- (5) 機能訓練指導員 非常勤兼務 2名  
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

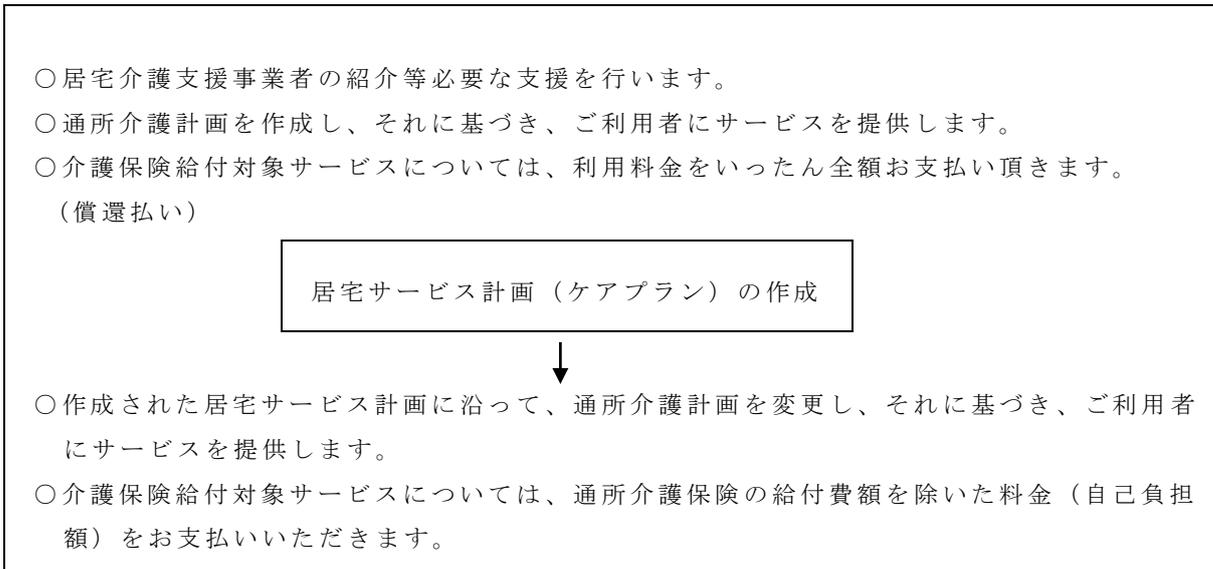
- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



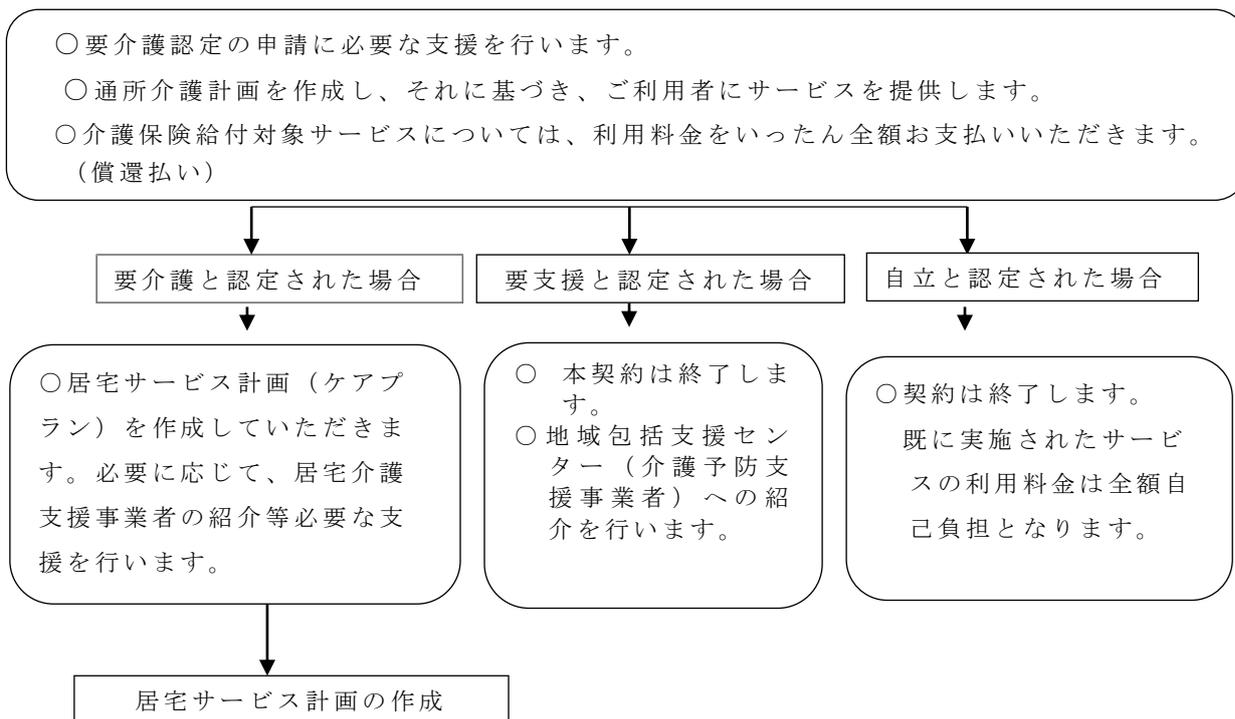
- (2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合

のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合





- 作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払い頂きます。

#### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、協力医又は看護職員もしくは主治医と連携し、ご利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧して頂き、複写物を交付します。
- ④ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとします。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。

（守秘義務）

- ⑤事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって、知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者に係るサービス担当者会議及び他の居宅介護支援事業者等との連絡調整など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、ご利用者又はご利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- ⑥ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

#### 5. サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当な代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員やほかのご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、

営利活動を行うことはできません。

（2）禁煙

事業所内での喫煙はできません。

#### 6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生についてご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が要支援又は非該当(自立)と認定された場合（但し、要支援に認定を受けたご利用者が介護予防通所介護の利用を希望する場合には、契約条件を変更して、再度契約できます。）
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約する事ができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他のご利用者のご契約書の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者から契約解除の申し出 (契約書第17条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第15条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

附1：食費については、通常食費として1日600円とします。

おやつを希望するものは別途料金1日100円頂きます。

但し、行事等で特別な料理を提供する場合は、予めご利用者の事前了解を得て上記以外の料金の負担をお願いする事があります。

附2：付属文章の内容が変更された場合は、速やかにご利用者に通知し、文章と口頭にて伝え、承諾を得てから実行する事とします。

以上